



## 仲間で集まって交流を!!

### 豊山師勝支部が支部総会を開催

6月29日(土)、豊山師勝支部が支部総会を北名古屋市の居酒屋はやかわで行い、16名が参加しました。

会の冒頭で、支部役員の正岡さんから『皆さん、日頃より民商運動・支部活動にご協力いただきありがとうございます。今年も一年間、皆様と一緒に豊山師勝支部を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。』とあいさつがありました。

参加者全員で乾杯をした後は、運ばれてくる料理に舌鼓しながら、参加者各々で談笑しました。中でも盛り上がったのが、最近テレビコマーシャルで流れている消費税10%対応のレジ補助金の話題で、『テレビをつけると必ず1回は見る。しつこいくらいやっていると気分が悪い』『まだ、増税が決まってもいないのにあんなコマーシャルを流すのはおかしい』『自分たちが納めている税金が使われていると思うと腹が立つ』など増税を既成路線にしたい政府の思惑に対して怒りの声があがっていました。



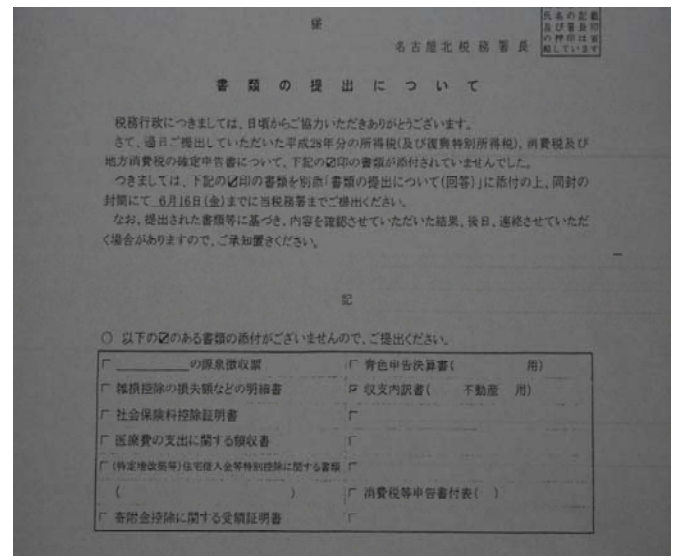
## 税務署から『書類の提出について』の手紙が届いた場合の対応

6月の下旬から、平成30年度の確定申告を白色で行った一部の納税者に対して税務署から『書類の提出について』という文書が届いています。これは、申告の際、収支内訳書を添付していない納税者に対して毎年送られているものです。

文面では「行政指導として提出をお願いしている」「必要があると認められる場合は調査を実施する」と記載し、納税者を脅し書類の提出を促していますが、不安になる必要は一切ありません。毎年、民商が行っている税務署との交渉で税務署の総務課長より、

「あくまで、お願い」であり、「提出がないことで不利益な扱いをすることはない」「提出がないことを理由に調査を行うことはない」との回答をもらっています。つまり、収支内訳書を提出するかどうかは、納税者自身の意思で決めればよいのです。収支内訳書を提出しないことで不利益はありません。

ただ、収支内訳書を作成することは、商売を続けていく上で儲け額(=所得)を把握するという意味では大切なことです。民商が作成している『収支計算書』などを活用して日常的な自主計算に取り組みましょう。税務署からの書類などでご不明な点は事務所までお問い合わせ下さい。



## 所得税の半期納付と社会保険の算定基礎届提出について(再)

従業員を雇用していたり、家族従事者に給与を支払っている方で源泉所得税の特例納付の届け出を税務署に行っている事業所(年2回所得税を税務署に納付している方)は、1~6月に支払った給与総額と給与から天引きしている所得税の金額を報告し、納付を行わなければい

けません。納める税金がない場合でも、納付書に「0」と記載し、税務署へ届ける必要があります。また、社会保険に加入している事業所では、4~6月の給与の平均額を算出し、年金事務所に報告する算定基礎届の提出が義務付けられています。

期限はどちらも7月10日(水)までとなっています。納付が遅れると延滞金が発生しますので、まだ提出や届け出を行っていない方は、早急に対応してください。ご不明な点等がありましたら、民商事務所まで相談を。